

市第36号議案

知的障害者生活介護型施設の指定管理者の指定

次のように知的障害者生活介護型施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中心みどり園	大和市柳橋 5 丁目 3 番地の 1	社会福祉法人県央福祉会 理事長 佐 瀬 睦 夫	令和 3 年 4 月 1 日か ら令和13年 3 月 31 日 まで

提 案 理 由

横浜市中心みどり園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）